

金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表(案)

現行	改正案
<p>II-1-2 一般的な監督事務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 金融サービス提供法第 36 条に基づく立入検査</p> <p>顧客保護のため詳細な検証が必要と判断された場合等、必要が認められる場合には法に基づく立入検査を行う。その際、経営上重要な問題は何で、その根本的な原因は何かを常に念頭に置き、経営陣と議論を行うことで、安易な結論ではなく金融サービス仲介業者の経営や金融行政上重要な課題について根幹に根差した議論を行うよう心掛ける。</p> <p>なお、立入検査に係る基本的な手続きは、別紙 1「立入検査の基本的な手続き」を参照。また、検査結果通知書を交付した場合は、その交付日から原則として 1 週間以内に金融サービス仲介業者に対し、指摘事項についての事実確認を行うとともに、発生原因分析、改善・対応策等について、金融サービス提供法第 35 条に基づき、1 か月以内に報告することを求める。</p> <p>(3)、(4) (略)</p>	<p>II-1-2 一般的な監督事務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 金融サービス提供法第 36 条に基づく立入検査</p> <p>顧客保護のため詳細な検証が必要と判断された場合等、必要が認められる場合には法に基づく立入検査を行う。その際、経営上重要な問題は何で、その根本的な原因は何かを常に念頭に置き、経営陣と議論を行うことで、安易な結論ではなく金融サービス仲介業者の経営や金融行政上重要な課題について根幹に根差した議論を行うよう心掛ける。</p> <p>なお、立入検査に係る基本的な手続きは、別紙 1「立入検査の基本的な手続き」を参照。また、検査結果通知書を交付し、又は提供した場合は、その交付日から原則として 1 週間以内に金融サービス仲介業者に対し、指摘事項についての事実確認を行うとともに、発生原因分析、改善・対応策等について、金融サービス提供法第 35 条に基づき、1 か月以内に報告することを求める。</p> <p>(3)、(4) (略)</p>
<p>II-1-3 監督部局間の連携</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 管轄財務局長との連絡調整</p> <p>① 金融庁長官又は財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、他の財務局長が管轄する区域における金融サービス仲介業者の営業所の設置、所在地の変更、名称の変更、業務の廃止に係る届出書を受理した場合は、その写しを当該営業所の所在地を管轄する財務局長に送付するものとする。</p>	<p>II-1-3 監督部局間の連携</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 管轄財務局長との連絡調整</p> <p>① 金融庁長官又は財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、他の財務局長が管轄する区域における金融サービス仲介業者の営業所の設置、所在地の変更、名称の変更、業務の廃止に係る届出書を受理した場合は、その資料を当該営業所の所在地を管轄する財務局長に送付するものとする。</p>

現行	改正案
<p>② (略)</p> <p>Ⅱ－１－５ 内部委任</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 委任事項等の処理に係る報告等 (略)</p> <p>① 財務局長は、本庁監理金融サービス仲介者につき金融サービス提供法第14条第1項又は第16条第1項の規定による登録を行った場合は、速やかに登録申請書の<u>正本及び添付書類を監督局総務課●●室へ送付すること。</u></p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>② (略)</p> <p>Ⅱ－１－５ 内部委任</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 委任事項等の処理に係る報告等 (略)</p> <p>① 財務局長は、本庁監理金融サービス仲介者につき金融サービス提供法第14条第1項又は第16条第1項の規定による登録を行った場合は、速やかに登録申請書<u>(書面で受理した場合は正本)</u>及び添付書類を監督局総務課●●室へ送付すること。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>Ⅱ－１－７ 書面・対面による手続きについての留意点</u></p> <p><u>金融サービス仲介者等による当局への申請・届出等及び当局から金融サービス仲介者等に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(以下「デジタル手続法」という。)第6条第1項及び第7条第1項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。</u></p> <p><u>こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続きに係る本監督指針の規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。</u></p>

現行	改正案
<p>(新設)</p>	<p>また、経済社会活動全般において、デジタルライゼーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続きを前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続きができるリモート社会の実現に向けた取組みを進めている。</p> <p>金融庁としても、こうした取組みを着実に進めるため、金融サービス仲介業者等から受け付ける申請・届出等について、全ての手続きについてオンラインでの提出を可能とするための金融庁電子申請・届出システムを更改したほか、押印を廃止するための内閣府令及び監督指針等の改正を行うこと等により、行政手続きの電子化を推進してきた。</p> <p>更に、民間事業者間における手続についても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、業界全体での慣行見直しを促すことにより、書面の電子化や押印の不要化、対面規制の見直しに取り組んできた。</p> <p>このような官民における取組みも踏まえ、本監督指針の書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続きに係るもの以外についても、Ⅱ－１－８に掲げる原本送付を求める場合を除き、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</p> <p>以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本監督指針の規定に基づく手続きについては、手続きの相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを奨励するものとする。</p> <p>Ⅱ－１－８ 申請書等を提出するに当たっての留意点</p> <p>Ⅱ－１－７を踏まえ、金融サービス仲介業者等による当局への申請・届出等については、原則として、以下（１）、（２）に掲げる方法により提出</p>

現行	改正案
<p>II-3-1 法令照会</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 照会に対する回答方法</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 金融庁担当課室長は、当庁が所管する法令に関し、当庁所管法令の直接の適用を受ける事業者又はこれらの事業者により構成される事業者団体（注）から受けた、次のイ及びロの項目で定める要件を</p>	<p><u>を求めることとする。</u></p> <p><u>ただし、公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本、税・手数料等の納付を証する書類等）については、原本送付を求めることとする。</u></p> <p><u>(1) 金融庁電子申請・届出システム</u></p> <p><u>金融サービス仲介業者等による当局への申請・届出等のうち、(2)に掲げる金融庁業務支援統合システム（以下「統合システム」という。）を利用して提出を求める手続を除いては、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</u></p> <p><u>ただし、金融庁がホームページにおいて掲載する e-Gov を利用して申請書等の提出が可能な手続については、当面の間、金融庁電子申請・届出システムを利用した提出と並行して、e-Gov を利用した提出についても可能とする。</u></p> <p><u>(2) 金融庁業務支援統合システム</u></p> <p><u>事業報告書については、原則として、統合システムを利用して提出を求めることとする。</u></p> <p>II-3-1 法令照会</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 照会に対する回答方法</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 金融庁担当課室長は、当庁が所管する法令に関し、当庁所管法令の直接の適用を受ける事業者又はこれらの事業者により構成される事業者団体（注）から受けた、次のイ及びロの項目で定める要件を</p>

現行	改正案
<p>満たす一般的な照会であって、書面による回答及び公表を行うことが法令適用の予測可能性向上等の観点から適切と認められるものについては、これに対する回答を書面により行い、その内容を公表することとする。</p> <p>(注) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ. <u>照会書面</u> (電子的方法を含む。)</p> <p>本手続きの利用を希望する照会者からは、以下の内容が記載された<u>照会書面</u>の提出を受けるものとする。また、<u>照会書面</u>のほかに、<u>照会内容及び上記イに記載した事項を判断するために、記載事項や資料の追加を要する場合には、照会者に対して照会書面の補正及び追加資料の提出を求めることとする。</u></p> <p>a～c (略)</p> <p>ハ. <u>照会窓口</u></p> <p><u>照会書面</u>の受付窓口は、<u>照会内容に係る法令を所管する金融庁担当課室又は照会者を所管する財務局担当課室とする。財務局担当課室が照会書面を受領した場合には、速やかに金融庁担当課室に電子メール等により照会書面を送付することとする。</u></p> <p>二. <u>回答</u></p> <p>a. <u>金融庁担当課室長は、照会者からの照会書面が照会窓口</u>に到達してから原則として2か月以内に、<u>照会者に対して回答を行うよう努めることとし、2か月以内に回答できない場合には、照会者に対してその理由を説明するとともに、回答時期の目途を伝えることとする。</u></p>	<p>満たす一般的な照会であって、書面又は電磁的方法による回答及び公表を行うことが法令適用の予測可能性向上等の観点から適切と認められるものについては、これに対する回答を書面又は電磁的方法により行い、その内容を公表することとする。</p> <p>(注) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ. <u>照会書</u> (当該照会書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下Ⅱ-3-3までにおいて同じ。)</p> <p>本手続きの利用を希望する照会者からは、以下の内容が記載された<u>照会書</u>の提出を受けるものとする。また、<u>照会書のほかに、照会内容及び上記イに記載した事項を判断するために、記載事項や資料の追加を要する場合には、照会者に対して照会書の補正及び追加資料の提出を求めることとする。</u></p> <p>a～c (略)</p> <p>ハ. <u>照会窓口</u></p> <p><u>照会書</u>の受付窓口は、<u>照会内容に係る法令を所管する金融庁担当課室又は照会者を所管する財務局担当課室とする。財務局担当課室が照会書を受領した場合には、速やかに金融庁担当課室に電子メール等により照会書を送付することとする。</u></p> <p>二. <u>回答</u></p> <p>a. <u>金融庁担当課室長は、照会者からの照会書が照会窓口</u>に到達してから原則として2か月以内に、<u>照会者に対して回答を行うよう努めることとし、2か月以内に回答できない場合には、照会者に対してその理由を説明するとともに、回答時期の目途を伝えることとする。</u></p>

現行	改正案
<p>b. 回答書面には、以下の内容を付記することとする。</p> <p>「本回答は、照会対象法令を所管する立場から、照会書面に記載された情報のみを前提に、照会対象法令に関し、現時点における一般的な見解を示すものであり、個別具体的な事例への適用を判断するものではなく、また、もとより捜査当局の判断や司法判断を拘束しうるものではない。」</p> <p>c. (略)</p> <p>ホ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 照会者が照会事項に関し、金融庁からの書面による回答を希望する場合であって、Ⅱ-3-2(2)に照らし法令適用事前確認手続の利用が可能な場合には、照会者に対し、法令適用事前確認手続を利用するよう伝えることとする。</p> <p>Ⅱ-3-2 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度） (略)</p> <p>(1) 照会窓口 照会窓口は、金融庁監督局総務課とする。 なお、照会窓口たる金融庁監督局総務課は、下記(2)③の記載要領に示す要件を満たした照会書面が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。 財務局所管の金融サービス仲介業者は、財務局に照会する。財務局</p>	<p>b. 回答書（当該回答書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下Ⅱ-3-3までにおいて同じ。）には、以下の内容を付記することとする。</p> <p>「本回答は、照会対象法令を所管する立場から、照会書に記載された情報のみを前提に、照会対象法令に関し、現時点における一般的な見解を示すものであり、個別具体的な事例への適用を判断するものではなく、また、もとより捜査当局の判断や司法判断を拘束しうるものではない。」</p> <p>c. (略)</p> <p>ホ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 照会者が照会事項に関し、金融庁からの書面又は電磁的方法による回答を希望する場合であって、Ⅱ-3-2(2)に照らし法令適用事前確認手続の利用が可能な場合には、照会者に対し、法令適用事前確認手続を利用するよう伝えることとする。</p> <p>Ⅱ-3-2 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度） (略)</p> <p>(1) 照会窓口 照会窓口は、金融庁監督局総務課とする。 なお、照会窓口たる金融庁監督局総務課は、下記(2)③の記載要領に示す要件を満たした照会書が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。 財務局所管の金融サービス仲介業者は、財務局に照会する。財務局</p>

現行	改正案
<p>が照会を受けた場合には、金融庁監督局総務課に対し、<u>照会書面</u>を原則として速やかに電子メール等により送付する。</p> <p>(注) 財務局においては、<u>照会書面</u>を金融庁監督局総務課に送付する際、原則として審査意見を付するものとする。</p> <p>(2) <u>照会書面</u>受領後の流れ</p> <p>照会書面を回付された後は、担当課室において、回答を行う事案か否か、特に、以下①ないし③について確認し、当制度の利用ができない照会の場合には、照会者に対しその旨を連絡する。また、照会書面の補正及び追加書面の提出等が必要な場合には、照会者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書面は必要最小限とし、照会者の過度な負担とならないよう努めることとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 照会者の範囲</p> <p>照会者は、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、対象法令(条項)の適用に係る照会を行う者及び当該者から依頼を受けた弁護士等であって、下記③の記載要領を満たした照会書面を提出し、かつ、照会内容及び回答内容が公表されることに同意しているか。</p> <p>③ 照会書面の記載要領</p> <p>照会書面(電子的方法を含む。)は、下記の要件を満たしているものか。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>④ 回答</p> <p>照会書面を回付された課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口^にに到達してから原則として30日以内に照会者に対する回答を行</p>	<p>が照会を受けた場合には、金融庁監督局総務課に対し、<u>照会書</u>を原則として速やかに電子メール等により送付する。</p> <p>(注) 財務局においては、<u>照会書</u>を金融庁監督局総務課に送付する際、原則として審査意見を付するものとする。</p> <p>(2) <u>照会書</u>受領後の流れ</p> <p>照会書を回付された後は、担当課室において、回答を行う事案か否か、特に、以下①ないし③について確認し、当制度の利用ができない照会の場合には、照会者に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正及び追加資料の提出等が必要な場合には、照会者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加資料は必要最小限とし、照会者の過度な負担とならないよう努めることとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 照会者の範囲</p> <p>照会者は、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、対象法令(条項)の適用に係る照会を行う者及び当該者から依頼を受けた弁護士等であって、下記③の記載要領を満たした照会書を提出し、かつ、照会内容及び回答内容が公表されることに同意しているか。</p> <p>③ 照会書の記載要領</p> <p>照会書は、下記の要件を満たしているものか。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>④ 回答</p> <p>照会書を回付された課室の長は、照会者からの照会書が照会窓口^にに到達してから原則として30日以内に照会者に対する回答を行うも</p>

現行	改正案
<p>うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。なお、いずれの場合においても、補正期間を含め、できるだけ早く回答するよう努めることとする。</p> <p>イ、ロ (略)</p> <p>ハ、他府省との共管法令に係る照会の場合 原則 60 日以内 照会書面の記載について補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、回答期間に算入しないものとする。また、30 日以内に回答を行わない場合には、照会者に対して、その理由及び回答時期の見通しを通知することとする。</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>のとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。なお、いずれの場合においても、補正期間を含め、できるだけ早く回答するよう努めることとする。</p> <p>イ、ロ (略)</p> <p>ハ、他府省との共管法令に係る照会の場合 原則 60 日以内 照会書の記載について補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、回答期間に算入しないものとする。また、30 日以内に回答を行わない場合には、照会者に対して、その理由及び回答時期の見通しを通知することとする。</p> <p>⑤ (略)</p>
<p>Ⅱ－３－３ グレーゾーン解消制度 (略)</p>	<p>Ⅱ－３－３ グレーゾーン解消制度 (略)</p>
<p>(1) 照会窓口</p> <p>照会窓口は、金融庁総合政策局総合政策課とする。</p> <p>なお、照会窓口たる金融庁総合政策局総合政策課は、下記(2)③の記載要領に示す要件を満たした照会書及びその写しが到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令が他の関係行政機関の長が所管するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。</p> <p>財務局監理金融サービス仲介業者は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、金融庁総合政策局総合政策課に対し、照会書を速やかに電子メール等により送付するとともに、照会書及びその写しを郵送により送付する。</p>	<p>(1) 照会窓口</p> <p>照会窓口は、金融庁総合政策局総合政策課とする。</p> <p>なお、照会窓口たる金融庁総合政策局総合政策課は、下記(2)③の記載要領に示す要件を満たした照会書が到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令が他の関係行政機関の長が所管するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。</p> <p>財務局監理金融サービス仲介業者は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、金融庁総合政策局総合政策課に対し、照会書を速やかに送付する。</p>

現行	改正案
<p>(注) 財務局においては、<u>照会書及びその写し</u>を金融庁総合政策局総合政策課に送付する際、当該照会書に記載された確認の求めのうち当庁が所管する法令に関するものに限り、原則として審査意見を付するものとする。</p> <p>(2) 照会書受領後の流れ</p> <p>照会書を受け付けた後は、金融庁総合政策局総合政策課において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下、この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正及び追加書類の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。</p> <p>ただし、追加書類は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。</p> <p>なお、当庁の所管する法令に関して、強化法第7条第3項の関係行政機関の長として同項の規定による求めを受けた場合には、上記の連絡及び所要の対応の求めは、同項の当該主務大臣に対して行うものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(参考) (略)</p> <p>(3) 回答</p> <p>① 照会書を回付された課室は、金融庁総合政策局総合政策課において回答を行う事案と判断した場合には、提出者からの照会書及びその写しが照会窓口到達してから原則として1か月以内に提</p>	<p>(注) 財務局においては、照会書を金融庁総合政策局総合政策課に送付する際、当該照会書に記載された確認の求めのうち当庁が所管する法令に関するものに限り、原則として審査意見を付するものとする。</p> <p>(2) 照会書受領後の流れ</p> <p>照会書を受け付けた後は、金融庁総合政策局総合政策課において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下、この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正及び追加資料の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。</p> <p>ただし、追加資料は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。</p> <p>なお、当庁の所管する法令に関して、強化法第7条第3項の関係行政機関の長として同項の規定による求めを受けた場合には、上記の連絡及び所要の対応の求めは、同項の当該主務大臣に対して行うものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(参考) (略)</p> <p>(3) 回答</p> <p>① 照会書を回付された課室は、金融庁総合政策局総合政策課において回答を行う事案と判断した場合には、提出者からの照会書が照会窓口到達してから原則として1か月以内に提出者に対し強</p>

現行	改正案
<p>出者に対し強化法施行規則様式第六による回答書を交付するものとする。</p> <p>また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1か月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。</p> <p>② 金融庁長官が、他の関係行政機関の長から強化法第7条第3項の規定による求めを受けた場合においては、照会書を回付された課室は、同条第1項の規定により同項の主務大臣が照会書及び<u>その写し</u>の提出を受けた日から原則として1か月以内に当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無について強化法施行規則様式第六による回答書に記載し、金融庁総合政策局総合政策課を通じてこれを当該主務大臣に送付するものとする。</p> <p>また、この場合において、当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1か月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を、金融庁総合政策局総合政策課を通じて当該主務大臣に通知するものとする。</p> <p>③ 金融庁長官が、他の関係行政機関の長に対し強化法第7条第3項の規定により確認を求めた場合において、当該関係行政機関の長から強化法施行規則様式第六による回答書の送付を受けたときには、金融庁総合政策局総合政策課又は当該確認の求めと同一事案につい</p>	<p>化法施行規則様式第六による回答書を交付し、又は提供するものとする。</p> <p>また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付し、又は提供することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付し、又は提供するまでの間1か月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。</p> <p>② 金融庁長官が、他の関係行政機関の長から強化法第7条第3項の規定による求めを受けた場合においては、照会書を回付された課室は、同条第1項の規定により同項の主務大臣が照会書の提出を受けた日から原則として1か月以内に当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無について強化法施行規則様式第六による回答書に記載又は記録し、金融庁総合政策局総合政策課を通じてこれを当該主務大臣に送付するものとする。</p> <p>また、この場合において、当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付し、又は提供することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付し、又は提供するまでの間1か月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を、金融庁総合政策局総合政策課を通じて当該主務大臣に通知するものとする。</p> <p>③ 金融庁長官が、他の関係行政機関の長に対し強化法第7条第3項の規定により確認を求めた場合において、当該関係行政機関の長から強化法施行規則様式第六による回答書の送付を受けたときには、金融庁総合政策局総合政策課又は当該確認の求めと同一事案につい</p>

現行	改正案
<p>て照会書を回付された課室を通じて、提出者に当該回答書を交付するものとする。</p> <p>また、当該関係行政機関の長から、原則として1か月以内に回答書を交付することができない旨及びその理由の通知を受けた場合には、これらを提出者に通知するものとする。</p>	<p>て照会書を回付された課室を通じて、提出者に当該回答書を交付し、又は提供するものとする。</p> <p>また、当該関係行政機関の長から、原則として1か月以内に回答書を交付し、又は提供することができない旨及びその理由の通知を受けた場合には、これらを提出者に通知するものとする。</p>
<p>Ⅲ－２－６ 特定金融サービス契約の締結に係る適合性原則 (略)</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>① 金融サービスの内容の適切な把握</p> <p>金融サービス仲介業者が媒介する個別の金融サービスについて、そのリスク、リターン、コスト等といった顧客が特定金融サービス契約の締結を行う上で必要な情報を十分に分析・特定しているか。その上で、当該金融サービスの特性等に応じ、金融サービスの組成者等とも連携しつつ、研修の実施、顧客への説明書類の整備などを通じ、特定金融サービス契約の締結媒介に携わる役職員が当該情報を正確に理解し、適切に顧客に説明できる態勢を整備しているか。</p> <p>②～⑥</p> <p>(2) (略)</p>	<p>Ⅲ－２－６ 特定金融サービス契約の締結に係る適合性原則 (略)</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>① 金融サービスの内容の適切な把握</p> <p>金融サービス仲介業者が媒介する個別の金融サービスについて、そのリスク、リターン、コスト等といった顧客が特定金融サービス契約の締結を行う上で必要な情報を十分に分析・特定しているか。その上で、当該金融サービスの特性等に応じ、金融サービスの組成者等とも連携しつつ、研修の実施、顧客への説明資料の整備などを通じ、特定金融サービス契約の締結媒介に携わる役職員が当該情報を正確に理解し、適切に顧客に説明できる態勢を整備しているか。</p> <p>②～⑥</p> <p>(2) (略)</p>
<p>Ⅲ－３－１－１ 登録の審査に当たっての留意点 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>Ⅲ－３－１－１ 登録の審査に当たっての留意点 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

現行	改正案
<p>(4) 登録申請者への通知 金融サービス仲介業者登録簿に登録した場合は、別紙様式Ⅲ－3による登録済通知書を登録申請者に交付するものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 登録の拒否</p> <p>① 登録を拒否する場合は、拒否の理由並びに金融庁長官に対する審査請求及び国を相手方とする処分の取消しの訴えを提起できる旨等を記載した別紙様式Ⅲ－4による登録拒否通知書を登録申請者に交付するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>(7)、(8) (略)</p>	<p>(4) 登録申請者への通知 金融サービス仲介業者登録簿に登録した場合は、別紙様式Ⅲ－3による登録済通知書を登録申請者に交付し、又は提供するものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 登録の拒否</p> <p>① 登録を拒否する場合は、拒否の理由並びに金融庁長官に対する審査請求及び国を相手方とする処分の取消しの訴えを提起できる旨等を記載した別紙様式Ⅲ－4による登録拒否通知書を登録申請者に交付し、又は提供するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>(7)、(8) (略)</p>
<p><u>Ⅲ－3－6 電子申請可能な申請書等を提出するに当たっての留意点</u> <u>金融庁がホームページにおいて掲載する電子政府の総合窓口（以下「e-Gov」という。）を利用して申請書等の提出が可能な手続については、原則として、e-Gov を利用して提出を求めることとする。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>IV－1－3 保証金の全部又は一部に代わる契約の解除又は変更 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財務局長等は、金融サービス提供法施行令第27条第2号の規定による保証委託契約の解除又は変更の承認をした場合には、別紙様式Ⅳ－7により作成した保証委託契約解除承認書又は別紙様式Ⅳ－8により作成した保証委託契約変更承認書を申請者に交付するものとする。</p>	<p>IV－1－3 保証金の全部又は一部に代わる契約の解除又は変更 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財務局長等は、金融サービス提供法施行令第27条第2号の規定による保証委託契約の解除又は変更の承認をした場合には、別紙様式Ⅳ－7により作成した保証委託契約解除承認書又は別紙様式Ⅳ－8により作成した保証委託契約変更承認書を申請者に交付し、又は提供するものとする。</p>

現行	改正案
<p>(3) (略)</p> <p>IV-2-1 保証金の一部に代わる金融サービス仲介業者賠償責任保険契約による保証金の一部の代替 (略)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 財務局長等は、金融サービス提供法第 23 条第 1 項による賠償保険契約による保証金の一部の代替の承認をした場合には、別紙様式IV-15により作成した承認書を申請者に交付するものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>IV-2-2 賠償保険契約の解除又は変更 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財務局長等は、賠償保険契約の解除又は変更の承認をした場合には、別紙様式IV-17により作成した賠償保険契約解除承認書又は別紙様式IV-18により作成した賠償保険契約変更承認書を申請者に交付するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>V-1-2-1-2 主な着眼点 (1) (略)</p>	<p>のとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>IV-2-1 保証金の一部に代わる金融サービス仲介業者賠償責任保険契約による保証金の一部の代替 (略)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 財務局長等は、金融サービス提供法第 23 条第 1 項による賠償保険契約による保証金の一部の代替の承認をした場合には、別紙様式IV-15により作成した承認書を申請者に交付し、又は提供するものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>IV-2-2 賠償保険契約の解除又は変更 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財務局長等は、賠償保険契約の解除又は変更の承認をした場合には、別紙様式IV-17により作成した賠償保険契約解除承認書又は別紙様式IV-18により作成した賠償保険契約変更承認書を申請者に交付し、又は提供するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>V-1-2-1-2 主な着眼点 (1) (略)</p>

現行	改正案
<p>(2) 契約時点等における説明 (略)</p> <p>① 商品又は取引の内容及びリスク等に係る説明 (略)</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>ヘ. 経営者以外の第三者と銀行等との間で個人連帯保証契約の締結を媒介する場合には、契約者本人の経営への関与の度合いに留意し、原則として、経営に実質的に関与していない場合であっても保証債務を履行せざるを得ない事態に至る可能性があることについての特段の説明を行うこととしているか。併せて、保証人から説明を受けた旨の確認を行うこととしているか。</p> <p>(注) 契約者本人が経営に実質的に関与していないにもかかわらず、自発的に連帯保証契約の申し出を行った場合には、銀行等又は預金等媒介業者から特段の説明を受けた上で契約者本人が自発的な意思に基づき申し出を行った旨が記載され、<u>自署・押印された書面の提出を受けるなどにより【書面・押印・対面の見直しに係る監督指針の改正に合わせて今後改正の想定(P)】</u>、当該契約について金融機関から要求されたものではないことを確認しているかに留意する。</p> <p>ト (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 契約の意思確認</p> <p>イ. 契約の内容を説明し、借入意思・担保提供意思・保証意思があることを確認した上で、<u>行員又は預金等媒介業者の役職員の面前で、契約者本人(注)から契約書に自署・押印を受けることを原</u></p>	<p>(2) 契約時点等における説明 (略)</p> <p>① 商品又は取引の内容及びリスク等に係る説明 (略)</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>ヘ. 経営者以外の第三者と銀行等との間で個人連帯保証契約の締結を媒介する場合には、契約者本人の経営への関与の度合いに留意し、原則として、経営に実質的に関与していない場合であっても保証債務を履行せざるを得ない事態に至る可能性があることについての特段の説明を行うこととしているか。併せて、保証人から説明を受けた旨の確認を行うこととしているか。</p> <p>(注) 契約者本人が経営に実質的に関与していないにもかかわらず、自発的に連帯保証契約の申し出を行った場合には、銀行等又は預金等媒介業者から特段の説明を受けた上で契約者本人が自発的な意思に基づき申し出を行った旨を証した書面の提出を受けるなどにより、当該契約について金融機関から要求されたものではないことを確認しているかに留意する。</p> <p>ト (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 契約の意思確認</p> <p>イ. 契約の内容を説明し、借入意思・担保提供意思・保証意思があることを確認した上で、<u>契約者本人(注)から契約内容への同意の記録を求めることを原則としているか。特に、保証意思の確認</u></p>

現行	改正案
<p>則と<u>と</u>しているか。特に、保証意思の確認に当たっては、契約者本人の経営への関与の度合いについても確認することとしているか。</p> <p>(注) (略)</p> <p>ロ～ハ (略)</p> <p>(3)、(4) (略)</p>	<p>に当たっては、契約者本人の経営への関与の度合いについても確認することとしているか。</p> <p>(注) (略)</p> <p>ロ～ハ (略)</p> <p>(3)、(4) (略)</p>
<p>V-2-1-1-1 登録の要否</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 登録が不要である場合</p> <p>① (略)</p> <p>② 媒介に至らない行為を銀行又は顧客から受託して行う場合には、金融サービス仲介業の登録を得る必要はない。</p> <p>例えば、以下のイ. からニ. に掲げる行為の事務処理の一部のみを銀行から受託して行うに過ぎない者は、金融サービス仲介業の登録が不要である場合もあると考えられる。</p> <p>イ. 商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・<u>交付</u></p> <p>(注) このとき、銀行名や同銀行の連絡先等を伝えることは差し支えないが、配布又は交付する書類の記載方法等の説明をする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。</p> <p>また、銀行等から提供を受けた商品案内等のコンテンツを単にホームページ上に転載することは差し支えないが、加工したコンテンツを掲載したり、例えば、自らが推奨する商品のコンテンツを上位に表示されるようなデザインやアルゴリ</p>	<p>V-2-1-1-1 登録の要否</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 登録が不要である場合</p> <p>① (略)</p> <p>② 媒介に至らない行為を銀行又は顧客から受託して行う場合には、金融サービス仲介業の登録を得る必要はない。</p> <p>例えば、以下のイ. からニ. に掲げる行為の事務処理の一部のみを銀行から受託して行うに過ぎない者は、金融サービス仲介業の登録が不要である場合もあると考えられる。</p> <p>イ. 商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布又は<u>交付若しくは提供</u></p> <p>(注) このとき、銀行名や同銀行の連絡先等を伝えることは差し支えないが、配布又は交付若しくは提供する資料の記載方法等の説明をする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。</p> <p>また、銀行等から提供を受けた商品案内等のコンテンツを単にホームページ上に転載することは差し支えないが、加工したコンテンツを掲載したり、例えば、自らが推奨する商品</p>

現行	改正案
<p data-bbox="324 212 1079 292">ズムの仕組みを設けること等をしたる場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。</p> <p data-bbox="241 359 421 387">ロ～ニ (略)</p> <p data-bbox="212 405 338 434">③ (略)</p> <p data-bbox="156 501 799 580">VI-1-1-2 保険契約の締結の媒介上の留意点 (略)</p> <p data-bbox="174 646 338 675">(1) (略)</p> <p data-bbox="174 694 1093 774">(2) 金融サービス提供法第30条で準用する保険業法(以下「準用保険業法」という。)第294条第1項及び第2項関係(情報提供義務)</p> <p data-bbox="212 791 394 820">①～③ (略)</p> <p data-bbox="212 837 689 917">④ 情報提供義務に係る体制整備関係 (略)</p> <p data-bbox="241 935 421 963">ア～エ (略)</p> <p data-bbox="241 981 1079 1157">オ. 当該書面の交付又はその他適切な方法(電磁的方法を含む)による提供に当たって、契約締結に先立ち、顧客が当該書面等の内容を理解するための十分な時間が確保される体制が整備されているか。</p> <p data-bbox="286 1174 1093 1302">(注1)「注意喚起情報」を記載した書面等については、顧客に対して効果的な注意喚起を行うため、契約の申込時に説明・交付することでも足りる。</p> <p data-bbox="286 1319 477 1348">(注2) (略)</p> <p data-bbox="241 1366 421 1394">カ、キ (略)</p>	<p data-bbox="1301 212 2056 339">のコンテンツを上位に表示されるようなデザインやアルゴリズムの仕組みを設けること等をしたる場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。</p> <p data-bbox="1220 359 1400 387">ロ～ニ (略)</p> <p data-bbox="1191 405 1317 434">③ (略)</p> <p data-bbox="1135 501 1778 580">VI-1-1-2 保険契約の締結の媒介上の留意点 (略)</p> <p data-bbox="1153 646 1317 675">(1) (略)</p> <p data-bbox="1153 694 2074 774">(2) 金融サービス提供法第30条で準用する保険業法(以下「準用保険業法」という。)第294条第1項及び第2項関係(情報提供義務)</p> <p data-bbox="1191 791 1373 820">①～③ (略)</p> <p data-bbox="1191 837 1668 917">④ 情報提供義務に係る体制整備関係 (略)</p> <p data-bbox="1220 935 1400 963">ア～エ (略)</p> <p data-bbox="1220 981 2058 1157">オ. 当該書面の交付又はその他適切な方法(電磁的方法を含む)による提供に当たって、契約締結に先立ち、顧客が当該書面等の内容を理解するための十分な時間が確保される体制が整備されているか。</p> <p data-bbox="1265 1174 2072 1302">(注1)「注意喚起情報」を記載した書面等については、顧客に対して効果的な注意喚起を行うため、契約の申込時に説明・交付又は提供することでも足りる。</p> <p data-bbox="1265 1319 1456 1348">(注2) (略)</p> <p data-bbox="1220 1366 1400 1394">カ、キ (略)</p>

現行	改正案
<p>(3) (略)</p> <p>(4) 準用保険業法第 294 条の 2 関係 (意向の把握・確認義務) (略)</p> <p>① 意向把握・確認の方法 (略)</p> <p>ア. 保険金額や保険料を含めた当該顧客向けの個別プランを説明・提案するにあたり、当該顧客の意向を把握する。その上で、当該意向に基づいた個別プランを提案し、当該プランについて当該意向とどのように対応しているかも含めて説明する。</p> <p>その後、最終的な顧客の意向が確定した段階において、その意向と当初把握した主な顧客の意向を比較し、両者が相違している場合にはその相違点を確認する。</p> <p>さらに、契約締結前の段階において、当該意向と契約の申込みを行おうとする保険契約の内容が合致しているかどうかを確認 (=「意向確認」) する。</p> <p>(注 1) (略)</p> <p>(注 2) 顧客の意向を把握することには、例えば、性別や年齢等の顧客属性や生活環境等に基づき推定するといった方法が含まれる。この場合においては、個別プランの作成・提案を行う都度、設計書等の交付書類の目立つ場所に、推定 (把握) した顧客の意向と個別プランの関係性をわかりやすく記載し説明するなど、どのような意向を推定 (把握) して当該プランを設計したかの説明を行い、当該プランについて、当該意向とどのように対応しているかも含めて説明することが考えられる。</p>	<p>(3) (略)</p> <p>(4) 準用保険業法第 294 条の 2 関係 (意向の把握・確認義務) (略)</p> <p>① 意向把握・確認の方法 (略)</p> <p>ア. 保険金額や保険料を含めた当該顧客向けの個別プランを説明・提案するにあたり、当該顧客の意向を把握する。その上で、当該意向に基づいた個別プランを提案し、当該プランについて当該意向とどのように対応しているかも含めて説明する。</p> <p>その後、最終的な顧客の意向が確定した段階において、その意向と当初把握した主な顧客の意向を比較し、両者が相違している場合にはその相違点を確認する。</p> <p>さらに、契約締結前の段階において、当該意向と契約の申込みを行おうとする保険契約の内容が合致しているかどうかを確認 (=「意向確認」) する。</p> <p>(注 1) (略)</p> <p>(注 2) 顧客の意向を把握することには、例えば、性別や年齢等の顧客属性や生活環境等に基づき推定するといった方法が含まれる。この場合においては、個別プランの作成・提案を行う都度、設計書等の交付又は提供資料の目立つ場所に、推定 (把握) した顧客の意向と個別プランの関係性をわかりやすく記載し説明するなど、どのような意向を推定 (把握) して当該プランを設計したかの説明を行い、当該プランについて、当該意向とどのように対応しているかも含めて説明することが考えられる。</p>

現行	改正案
<p>(注3) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>②、③ (略)</p> <p>④ 意向把握・確認義務に係る体制整備関係 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ. 意向確認に係る体制整備 (略)</p> <p>(ア) 意向確認書面の作成・交付</p> <p>契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客の意向に合致しているものかどうかを、顧客が契約締結前に最終的に確認する機会を確保するために、顧客の意向に関して情報を収集し、保険商品が顧客の意向に合致することを確認する書面等（以下「意向確認書面」という。）を作成し、顧客に交付又は提供するとともに、保険会社等において保存するものとされているか。</p> <p>(イ)～(サ) (略)</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>(10) 準用保険業法第300条第1項第6号関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 比較表示に関し、準用保険業法第300条第1項第6号に抵触する行為には以下の事項が考えられる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ. 保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項</p>	<p>(注3) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>②、③ (略)</p> <p>④ 意向把握・確認義務に係る体制整備関係 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ. 意向確認に係る体制整備 (略)</p> <p>(ア) 意向確認書面の作成・交付</p> <p>契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客の意向に合致しているものかどうかを、顧客が契約締結前に最終的に確認する機会を確保するために、顧客の意向に関して情報を収集し、保険商品が顧客の意向に合致することを確認する書面等（<u>当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。</u>以下「意向確認書面」という。）を作成し、顧客に交付又は提供するとともに、保険会社等において保存するものとされているか。</p> <p>(イ)～(サ) (略)</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>(10) 準用保険業法第300条第1項第6号関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 比較表示に関し、準用保険業法第300条第1項第6号に抵触する行為には以下の事項が考えられる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ. 保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項</p>

現行	改正案
<p>を包括的に示さず一部のみを表示すること。</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 比較表示(その記載内容を表形式にまとめ表示する場合を含む。)を行うに際し、以下の各要件が全て充足されている場合には、保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示したものと考えられる。</p> <p>(ア) 比較表示の対象とした全ての保険商品について、比較表示を受けた顧客が「契約概要」を入手したいと希望した時に、その「契約概要」を速やかに入手できるような措置が講じられていること。</p> <p>例えば、a. 比較表示の対象とした全ての保険商品について、比較表示と同時に「契約概要」が提供されること、又は、b. 比較表示の対象とした全ての保険商品について、インターネットのホームページ上に「契約概要」を表示できるようにすること、あるいは顧客からの要望があれば遅滞なく郵送等で要望のあった「契約概要」を交付できるようにすること等の体制を整備した上で、これを顧客に周知すること等が考えられる。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>③ 一の保険会社等の商品について他の保険会社等の商品等との比較表示を行う場合には、(i) 書面等を用いて、以下の事項を含めた表示が行われ、かつ、(ii) 他の保険会社等の商品の特性等について不正確なものとならないための措置が講じられているか。</p>	<p>を包括的に示さず一部のみを表示すること。</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 比較表示(その記載内容を表形式にまとめ表示する場合を含む。)を行うに際し、以下の各要件が全て充足されている場合には、保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示したものと考えられる。</p> <p>(ア) 比較表示の対象とした全ての保険商品について、比較表示を受けた顧客が「契約概要」を入手したいと希望した時に、その「契約概要」を速やかに入手できるような措置が講じられていること。</p> <p>例えば、a. 比較表示の対象とした全ての保険商品について、比較表示と同時に「契約概要」が提供されること、又は、b. 比較表示の対象とした全ての保険商品について、インターネットのホームページ上に「契約概要」を表示できるようにすること、あるいは顧客からの要望があれば遅滞なく郵送等で要望のあった「契約概要」を交付又は提供できるようにすること等の体制を整備した上で、これを顧客に周知すること等が考えられる。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>③ 一の保険会社等の商品について他の保険会社等の商品等との比較表示を行う場合には、(i) 書面等 <u>(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下VI-1-1-2において同じ。)</u>を用いて、以下の事項を含めた表示が行われ、かつ、(ii) 他の保険会社</p>

現行	改正案
<p>(注1)、(注2) (略)</p> <p>(ア)～(ク) (略)</p> <p>④、⑤ (略)</p> <p>(11)～(16) (略)</p> <p>VI-1-3 適切な表示の確保</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 表示媒体や表示内容に応じ、「契約概要」、「注意喚起情報」を記載した書面等を読むことの重要性を喚起するための表示を行うための措置を講じているか。</p> <p>(5)、(6) (略)</p> <p>VI-2-1-1 登録申請・添付書類の記載要領等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 仲介業等府令第12条第3号に規定する「能力を有することを明らかにする書面」とは、VI-2-1-2(1)に定めるところにより、保険媒介業務に係る業務を適確に遂行するに足りる能力があることを証する書面の写しとする。その他、III-3-1-3(7)を参照する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>VII-2-1 登録</p> <p>(1) 登録の可否の判断に当たっての留意点</p>	<p>等の商品の特性等について不正確なものとならないための措置が講じられているか。</p> <p>(注1)、(注2) (略)</p> <p>(ア)～(ク) (略)</p> <p>④、⑤ (略)</p> <p>(11)～(16) (略)</p> <p>VI-1-3 適切な表示の確保</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 表示媒体や表示内容に応じ、「契約概要」、「注意喚起情報」を記載した書面等(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を読むことの重要性を喚起するための表示を行うための措置を講じているか。</p> <p>(5)、(6) (略)</p> <p>VI-2-1-1 登録申請・添付書類の記載要領等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 仲介業等府令第12条第3号に規定する「能力を有することを明らかにする書面」とは、VI-2-1-2(1)に定めるところにより、保険媒介業務に係る業務を適確に遂行するに足りる能力があることを証する資料とする。その他、III-3-1-3(7)を参照する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>VII-2-1 登録</p> <p>(1) 登録の可否の判断に当たっての留意点</p>

現行	改正案
<p>(略)</p> <p>イ. 以下 a から d までに掲げる行為の事務処理の一部のみを金融商品取引業者や登録金融機関から受託して行うに過ぎない者は、金融サービス仲介業の登録が不要である場合もあると考えられる。</p> <p>a. 商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・<u>交付</u>・<u>掲載</u></p> <p>(注) このとき、単に金融商品取引業者や登録金融機関の商号や連絡先等を伝えることは差し支えないが、配布又は交付する<u>書類</u>の記載方法等の説明をする場合には、媒介に当たり得ることがあり得ることに留意する。</p> <p>また、金融商品取引業者や登録金融機関から提供を受けた商品案内等のコンテンツを単にホームページ上に転載することは差し支えないが、加工したコンテンツを掲載したり、例えば、自らが推奨する商品のコンテンツを上位に表示されるようなデザインやアルゴリズムの仕組みを設けること等をした場合には、媒介に当たり得ることがあり得ることに留意する。</p> <p>b. 契約申込書及びその添付書類等の受領・回収（記載内容の確認等をする場合を除く。）</p> <p>(注) このとき、単なる契約申込書の受領・回収又は契約申込書の誤記・記載漏れ・<u>必要書類</u>の添付漏れの指摘を超えて、契約申込書の記載内容の確認等まで行う場合は、媒介に当たり得ることがあり得ることに留意する。</p> <p>c、d (略)</p> <p>□ (略)</p>	<p>(略)</p> <p>イ. 以下 a から d までに掲げる行為の事務処理の一部のみを金融商品取引業者や登録金融機関から受託して行うに過ぎない者は、金融サービス仲介業の登録が不要である場合もあると考えられる。</p> <p>a. 商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布又は<u>交付若しくは提供</u></p> <p>(注) このとき、単に金融商品取引業者や登録金融機関の商号や連絡先等を伝えることは差し支えないが、配布又は交付若しくは<u>提供する資料</u>の記載方法等の説明をする場合には、媒介に当たり得ることがあり得ることに留意する。</p> <p>また、金融商品取引業者や登録金融機関から提供を受けた商品案内等のコンテンツを単にホームページ上に転載することは差し支えないが、加工したコンテンツを掲載したり、例えば、自らが推奨する商品のコンテンツを上位に表示されるようなデザインやアルゴリズムの仕組みを設けること等をした場合には、媒介に当たり得ることがあり得ることに留意する。</p> <p>b. 契約申込書及びその添付書類等の受領・回収（記載内容の確認等をする場合を除く。）</p> <p>(注) このとき、単なる契約申込書の受領・回収又は契約申込書の誤記・記載漏れ・<u>必要資料</u>の添付漏れの指摘を超えて、契約申込書の記載内容の確認等まで行う場合は、媒介に当たり得ることがあり得ることに留意する。</p> <p>c、d (略)</p> <p>□ (略)</p>

現行	改正案
<p>(2) (略)</p> <p>VIII-1-1 金融サービス仲介業者の禁止行為等 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 留意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 準用貸金業法第12条の6第4号の規定は、貸金業貸付媒介業者が業務を運営するに当たり不適切な行為を禁止するものであり、「偽りその他不正又は著しく不当な行為」に該当するかどうかは、個別の事実関係に則して、資金需要者等の利益を害する程度や業務の不適切性の程度を総合的に勘案して判断することとなるが、例えば、貸金業貸付媒介業者が次のような行為を行う場合は、当該規定に該当するおそれが大きいことに留意する必要がある。なお、「不正な」行為とは違法な行為、「不当な」行為とは客観的に見て、実質的に妥当性を欠く又は適当でない行為で、不正（違法）な程度にまで達していない行為をいう。</p> <p>イ. 資金の貸付け等を内容とする契約の締結の媒介又は当該契約の変更の媒介に際して、次に掲げる行為を行うこと。</p> <p>a. 白紙委任状及びこれに類する書面を徴求すること。</p> <p>b～f (略)</p> <p>ロ～チ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>VIII-1-1 金融サービス仲介業者の禁止行為等 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 留意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 準用貸金業法第12条の6第4号の規定は、貸金業貸付媒介業者が業務を運営するに当たり不適切な行為を禁止するものであり、「偽りその他不正又は著しく不当な行為」に該当するかどうかは、個別の事実関係に則して、資金需要者等の利益を害する程度や業務の不適切性の程度を総合的に勘案して判断することとなるが、例えば、貸金業貸付媒介業者が次のような行為を行う場合は、当該規定に該当するおそれが大きいことに留意する必要がある。なお、「不正な」行為とは違法な行為、「不当な」行為とは客観的に見て、実質的に妥当性を欠く又は適当でない行為で、不正（違法）な程度にまで達していない行為をいう。</p> <p>イ. 資金の貸付け等を内容とする契約の締結の媒介又は当該契約の変更の媒介に際して、次に掲げる行為を行うこと。</p> <p>a. 白紙委任状及びこれに類する書面又は当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を徴求すること。</p> <p>b～f (略)</p> <p>ロ～チ (略)</p> <p>(3) (略)</p>

現行	改正案
<p>Ⅷ－３－１－１ 登録の要否</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 登録が不要である場合 (略)</p> <p>イ. 商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・交付</p> <p>(注) このとき、貸金業者名やその連絡先等を伝えることは差し支えないが、配布又は交付する書類の記載方法等の説明をする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。</p> <p>また、貸金業者から提供を受けた商品案内等のコンテンツを単にホームページ上に転載することは差し支えないが、加工したコンテンツを掲載したり、例えば、自らが推奨する商品のコンテンツを上位に表示されるようなデザインやアルゴリズムの仕組みを設けること等をした場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。</p> <p>ロ. 契約申込書及びその添付書類等の受領・回収</p> <p>(注) このとき、単なる契約申込書の受領・回収又は契約申込書の誤記・記載漏れ・必要書類の添付漏れの指摘を超えて、契約申込書の記載内容の確認等まで行う場合は、媒介に当たることがあり得ることに留意する。</p> <p>ハ、ニ (略)</p>	<p>Ⅷ－３－１－１ 登録の要否</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 登録が不要である場合 (略)</p> <p>イ. 商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布又は交付若しくは提供</p> <p>(注) このとき、貸金業者名やその連絡先等を伝えることは差し支えないが、配布又は交付若しくは提供する資料の記載方法等の説明をする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。</p> <p>また、貸金業者から提供を受けた商品案内等のコンテンツを単にホームページ上に転載することは差し支えないが、加工したコンテンツを掲載したり、例えば、自らが推奨する商品のコンテンツを上位に表示されるようなデザインやアルゴリズムの仕組みを設けること等をした場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。</p> <p>ロ. 契約申込書及びその添付書類等の受領・回収</p> <p>(注) このとき、単なる契約申込書の受領・回収又は契約申込書の誤記・記載漏れ・必要資料の添付漏れの指摘を超えて、契約申込書の記載内容の確認等まで行う場合は、媒介に当たることがあり得ることに留意する。</p> <p>ハ、ニ (略)</p>

現行	改正案
<p style="text-align: right;">(別紙 1)</p> <p style="text-align: center;">立入検査の基本的手続</p> <p>本基本手続は、モニタリングの過程において、金融庁及び金融庁長官から委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が実施する法令に基づく立入検査（以下、「立入検査」という。）に係る基本的な手続を示したものである。</p> <p>立入検査は、モニタリングを実施する上での一手段である。他方で、立入検査は被検査金融機関（立入検査を受検する預金取扱等金融機関、保険会社等の金融機関をいう。以下同じ。）に大きな負担等をもたらすおそれがあり、被検査金融機関の理解と協力があって実施できるものである。</p> <p>そのため、検査官及び被検査金融機関双方が、立入検査の実施手続を理解し、適正なプロセスに則って、円滑かつ効果的な立入検査を実施することが重要である。</p> <p>したがって、本基本手続について被検査金融機関に説明するとともに、規定外の取扱いを行う際には、随時、被検査金融機関へ説明する等の配慮が必要である。</p> <p>上記を踏まえ、立入検査は、原則として、以下の手続に基づき実施する。</p> <p>1～5 (略)</p>	<p style="text-align: right;">(別紙 1)</p> <p style="text-align: center;">立入検査の基本的手続</p> <p>本基本手続は、モニタリングの過程において、金融庁及び金融庁長官から委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が実施する法令に基づく立入検査（以下、「立入検査」という。）に係る基本的な手続を示したものである。</p> <p>立入検査は、モニタリングを実施する上での一手段である。他方で、立入検査は被検査金融機関（立入検査を受検する預金取扱等金融機関、保険会社等の金融機関をいう。以下同じ。）に大きな負担等をもたらすおそれがあり、被検査金融機関の理解と協力があって実施できるものである。</p> <p>そのため、検査官及び被検査金融機関双方が、立入検査の実施手続を理解し、適正なプロセスに則って、円滑かつ効果的な立入検査を実施することが重要である。</p> <p>したがって、本基本手続について被検査金融機関に説明するとともに、規定外の取扱いを行う際には、随時、被検査金融機関へ説明する等の配慮が必要である。</p> <p>上記を踏まえ、立入検査は、原則として、以下の手続に基づき実施する。</p> <p><u>なお、本基本手続の書面・対面に係る記載については、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</u></p> <p>1～5 (略)</p>

現行	改正案
<p>(別紙様式Ⅲ－３)</p> <p>(日本産業規格A４)</p> <p>文 書 番 号 年 月 日</p> <p>商号又は名称 氏名 (法人にあつては、代表者の役職氏名) 殿</p> <p>〇〇財務(支)局長 印</p> <p>金融サービス仲介業の登録について</p> <p>(略)</p>	<p>(別紙様式Ⅲ－３)</p> <p>(日本産業規格A４)</p> <p>文 書 番 号 年 月 日</p> <p>商号又は名称 氏名 (法人にあつては、代表者の役職氏名) 殿</p> <p>〇〇財務(支)局長</p> <p>金融サービス仲介業の登録について</p> <p>(略)</p>

現行	改正案
<p>(別紙様式Ⅲ－４)</p> <p style="text-align: right;">(日本産業規格A４)</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>商号又は名称</p> <p>氏名</p> <p>(法人にあつては、代表者の役職氏名) 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇財務(支)局長 印</p> <p style="text-align: center;">金融サービス仲介業の登録の拒否について</p> <p>(略)</p>	<p>(別紙様式Ⅲ－４)</p> <p style="text-align: right;">(日本産業規格A４)</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>商号又は名称</p> <p>氏名</p> <p>(法人にあつては、代表者の役職氏名) 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇財務(支)局長</p> <p style="text-align: center;">金融サービス仲介業の登録の拒否について</p> <p>(略)</p>

現行

(別紙様式Ⅲ-5)

(日本産業規格A4)

金融サービス仲介業者登録簿縦覧表

縦覧日	縦覧者氏名	縦覧者の住所 電話番号	登録番号	金融サービス 仲介業者名	貸出 時間	返納 時間	確認 印

改正案

(別紙様式Ⅲ-5)

(日本産業規格A4)

金融サービス仲介業者登録簿縦覧表

縦覧日	縦覧者氏名	縦覧者の住所 電話番号	登録番号	金融サービス 仲介業者名	貸出 時間	返納 時間	確認

現行

(別紙様式Ⅳ－３)

(日本産業規格 A 4)
文 書 番 号

保管証書

(略)

年 月 日

〇〇財務(支)局長

印

改正案

(別紙様式Ⅳ－３)

(日本産業規格 A 4)
文 書 番 号

保管証書

(略)

年 月 日

〇〇財務(支)局長

現行	改正案
<p>(別紙様式Ⅳ－７)</p> <p style="text-align: right;">(日本産業規格A４)</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>商号又は名称 氏名 (法人にあつては、代表者の役職氏名) 殿</p> <p style="text-align: right;">○○財務(支)局長 印</p> <p style="text-align: center;">保証金に代わる契約の解除承認について</p> <p>(略)</p>	<p>(別紙様式Ⅳ－７)</p> <p style="text-align: right;">(日本産業規格A４)</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>商号又は名称 氏名 (法人にあつては、代表者の役職氏名) 殿</p> <p style="text-align: right;">○○財務(支)局長</p> <p style="text-align: center;">保証金に代わる契約の解除承認について</p> <p>(略)</p>

現行	改正案
<p>(別紙様式Ⅳ－８)</p> <p>(日本産業規格 A 4)</p> <p>文 書 番 号 年 月 日</p> <p>商号又は名称 氏名 (法人にあつては、代表者の役職氏名) 殿</p> <p>〇〇財務(支)局長 印</p> <p>保証金に代わる契約の変更承認について</p> <p>(略)</p>	<p>(別紙様式Ⅳ－８)</p> <p>(日本産業規格 A 4)</p> <p>文 書 番 号 年 月 日</p> <p>商号又は名称 氏名 (法人にあつては、代表者の役職氏名) 殿</p> <p>〇〇財務(支)局長</p> <p>保証金に代わる契約の変更承認について</p> <p>(略)</p>

現行	改正案
<p>(別紙様式Ⅳ-12)</p> <p style="text-align: right;">(日本産業規格A4) 文 書 番 号</p> <p style="text-align: center;">通知書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〇〇財務(支)局長 印</p> <p>住所 商号又は名称 氏名 (法人にあつては、代表者の役職氏名) 殿</p>	<p>(別紙様式Ⅳ-12)</p> <p style="text-align: right;">(日本産業規格A4) 文 書 番 号</p> <p style="text-align: center;">通知書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〇〇財務(支)局長</p> <p>住所 商号又は名称 氏名 (法人にあつては、代表者の役職氏名) 殿</p>

現行	改正案
<p>(別紙様式Ⅳ-15)</p> <p style="text-align: right;">(日本産業規格A4)</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>商号又は名称 氏名 (法人にあつては、代表者の役職氏名) 殿</p> <p style="text-align: right;">○○財務(支)局長 印</p> <p>賠償保険契約により保証金の一部の供託をしないこととする承認について (略)</p>	<p>(別紙様式Ⅳ-15)</p> <p style="text-align: right;">(日本産業規格A4)</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>商号又は名称 氏名 (法人にあつては、代表者の役職氏名) 殿</p> <p style="text-align: right;">○○財務(支)局長</p> <p>賠償保険契約により保証金の一部の供託をしないこととする承認について (略)</p>

現行	改正案
<p>(別紙様式Ⅳ-17)</p> <p style="text-align: right;">(日本産業規格 A 4)</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>商号又は名称 氏名 (法人にあつては、代表者の役職氏名) 殿</p> <p style="text-align: right;">○○財務(支)局長 印</p> <p style="text-align: center;">賠償保険契約の解除承認について</p> <p>(略)</p>	<p>(別紙様式Ⅳ-17)</p> <p style="text-align: right;">(日本産業規格 A 4)</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>商号又は名称 氏名 (法人にあつては、代表者の役職氏名) 殿</p> <p style="text-align: right;">○○財務(支)局長</p> <p style="text-align: center;">賠償保険契約の解除承認について</p> <p>(略)</p>

現行	改正案
<p>(別紙様式Ⅳ-18)</p> <p>(日本産業規格A4)</p> <p>文 書 番 号 年 月 日</p> <p>商号又は名称 氏名 (法人にあつては、代表者の役職氏名) 殿</p> <p>〇〇財務(支)局長 印</p> <p>賠償保険契約の変更承認について</p> <p>(略)</p>	<p>(別紙様式Ⅳ-18)</p> <p>(日本産業規格A4)</p> <p>文 書 番 号 年 月 日</p> <p>商号又は名称 氏名 (法人にあつては、代表者の役職氏名) 殿</p> <p>〇〇財務(支)局長</p> <p>賠償保険契約の変更承認について</p> <p>(略)</p>

現行	改正案
<p>(別紙様式VI-1) ひな型</p> <p style="text-align: right;">日付：(年月日)</p> <p>顧客(保険契約者) 殿 引受保険会社 殿</p> <p style="text-align: center;">(金融サービス仲介業者) 商号又は名称： 氏名：<u>(捺印)</u> (法人にあつては、代表者の役職氏名) 住所又は所在地： 登録番号：</p> <p style="text-align: center;">結約書 (No. ○○○○○)</p> <p>(略)</p> <p>上記のとおりの内容で相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">保険契約者名 印 引受保険会社名 印</p>	<p>(別紙様式VI-1) ひな型</p> <p style="text-align: right;">日付：(年月日)</p> <p>顧客(保険契約者) 殿 引受保険会社 殿</p> <p style="text-align: center;">(金融サービス仲介業者) 商号又は名称： 氏名： (法人にあつては、代表者の役職氏名) 住所又は所在地： 登録番号：</p> <p style="text-align: center;">結約書 (No. ○○○○○)</p> <p>(略)</p> <p>上記のとおりの内容で相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">保険契約者名 引受保険会社名</p>